

盗撮行為について事件化を免れた事例

刑事事件

事案の概要

男性 会社員

相談者は、通勤で利用する電車内で、女性を盗撮してしまいました。

後日、駅の改札を出たところで、警察官から「盗撮事件を捜査している」と声を掛けられましたが、怖くなりその場から立ち去りました。

後日、警察が職場にまで連絡を取ってきて「捜査に協力して欲しい」と告げられました。今後の対応をどうしたらよいかということで当事務所に相談に来ました。

解決結果

刑事事件として受任後、担当刑事宛に弁護人選任届を提出しました。

合わせて今回の事案は、「迷惑防止条例等の刑事事件には該当する事案ではないこと」を主張する意見書を提出しました。

相談者には、任意での取り調べには出頭させ、最終的には始末書を作成することで事件化を免れました。

担当弁護士からひとこと

相談者は、あくまで全身や顔だけを撮影したに留まっており、下着などの撮影行為までは行っていない、という事案であることを前提に、意見書を提出しました。逮捕されてしまうことが最も心配な事案だったため、「捜査には協力させること」「相談者の身元を開示し、逃亡する恐れがないこと」を事前に警察に伝えておきました。事案の内容としても刑事事件には該当しないことを理解してもらうことができ、本人への反省を促す嚴重注意処分として始末書を作成することで、刑事事件として扱われることなく、従って検察に書類送検もされることなく処理することができました。